

令和5年広審第15号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年8月25日06時10分

広島県能美島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	11トン	4.8トン
登 録 長	17.79メートル	10.62メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
漁船法馬力数	660キロワット	15

### 3 事実の経過

#### (1) Aの構造及び設備

Aは、平成22年6月に進水した瀬戸内海機船船びき網漁業に運搬船として従事する2機2軸のFRP製漁船で、船体後部に操舵室を配し、同室中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、舵輪前方の上段に右舷側から順にGPSプロッター、レーダー、ソナー及び魚群探知機をそれぞれ備え、舵輪後方に操縦席を設けていた。

#### (2) Bの構造及び設備

Bは、昭和63年7月に進水し、汽笛を装備した刺し網漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部に操舵室を配し、同室中央に舵輪、同室右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ備え、船尾甲板にダイヤル式遠隔操縦装置及び揚網機を設けていた。

#### (3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年8月25日04時30分広島県倉橋漁港を発し、同県鹿川港で氷を積み込んだ後、能美島北方約1海里沖合の漁場に向かった。

a受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、能美島西方沖合を北上し、船首方に広島県小黒神島東方沖合から南下する漁船を認め、同船と左舷を対して航過することとし、06時03分半畑港是長西防波堤灯台から148度（真方位、以下同じ。）1.50海里的地点で、針路を

318度に定め、機関を回転数毎分2,200にかけ、25.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、06時07分半畑港是長西防波堤灯台から261度570メートルの地点に達したとき、右舷船首3度1.0海里のところ、Bを視認することができ、同船の掲げている鼓形形象物などから漁ろうに従事中であることが分かる状態で、その後Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船の左舷側を航過している漁船を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a 受審人は、Bの進路を避けずに続航し、06時10分僅か前船首至近に同船を認め、機関を中立運転として右舵一杯をとったものの、及ばず、06時10分畑港是長西防波堤灯台から306度1.25海里の地点において、Aは、船首が000度を向いたとき、原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に、前方から86度の角度で衝突し、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力1の南風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、b 受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、同日05時40分広島県美能漁港外港地区を発し、能美島の入鹿鼻西方沖合の漁場に向かった。

ところで、Bの刺し網漁は、長さ約700メートル幅約1メートルの刺し網の上端に40センチメートル間隔の浮子を、下端に10センチメートル間隔の重りを、同網の左右両端には赤旗付きのボンデンをつないだ直径6ミリメートル長さ約50メートルの合成繊維

製ロープがそれぞれ取り付けられ、水深約40メートルの海底に、1.5ノットないし2.0ノットの速力で約15分間かけて船尾から投網し、約1時間待機したのち、揚網機により約1時間かけて揚網して漁獲するもので、1日2回の操業を行っていた。

b受審人は、05時50分前示の漁場に到着したのち、トロール以外の漁法により漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の形象物を表示し、船尾甲板の右舷寄りでダイヤル式遠隔操縦装置によって操船を行いながら投網を始め、05時55分畑港是長西防波堤灯台から322度1,800メートルの地点で、針路を266度に定め、1.7ノットの速力で、手動操舵により進行した。

b受審人は、06時07分半畑港是長西防波堤灯台から308度1.19海里の地点に達したとき、左舷船尾55度1.0海里のところに、Aを視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁ろうに従事している形象物を表示しているのので、航行中の船舶が自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとらないまま続航し、06時10分僅か前左舷船尾至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部船底外板に擦過傷、両舷推進器翼に曲損、欠損等を生じたが、のち修理され、Bは左舷船尾部外板に破口及び割損を生じ、のち廃船処理された。また、b受審人が27日間の入院加療を要する左第10肋骨骨折、全身打撲傷等を、B甲板員が22日間の入院加療を要する頸椎捻挫、全身打撲傷等をそれぞれ負

った。

(航法の適用)

本件は、能美島西方沖合において、航行中のAと漁ろうに従事しているBとが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法の適用海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

両船は互いに他の船舶の視野の内に入り、Bがトロール以外の漁法により漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の形象物を表示して漁ろうに従事していたと認められることから、海上衝突予防法第18条を適用して各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、能美島西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漁ろうに従事しているBの進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、能美島西方沖合において、同島北方沖合の漁場に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船の左舷側を航過している漁船を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漁ろうに従事しているBに気付かず、同船の進路を避けずそのまま進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びB 甲板員をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、能美島西方沖合において、漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁ろうに従事している形象物を表示しているのに、航行中の船舶が自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらないまま進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B甲板員を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年11月8日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿